

# 境界確認申請書を提出の皆様へ

石岡市

境界確認は、申請地と道路や水路等の公共の用に供される土地との境界について各関係地権者立会いのもと相互に位置の確認を行うものです。境界の確認が成立した際には、その確認内容を将来にわたり明確にするため、境界確認同意書に署名捺印していただきます。以上の趣旨をご理解いただき、申請に当っては下記事項にご注意ください。

## 記

### 1 申請者の要件

申請地の所有権を有している、または所有権者から委任(委任状が必要)されていること。

### 2 申請の方法

現地測量や測量図作成等、専門的な知識が必要となるため、土地家屋調査士等の有資格者を介して申請してください。境界確認にかかる費用は申請者負担となります。

申請書には、次の書類を添付し1部提出してください。

- ① 案内図(住宅地図等A4とし、位置を赤色表示)
- ② 代理人が申請を行う場合は委任状添付
- ③ 法務局備え付けの公図【申請日の3ヶ月以内に取得したものに限り・転写した法務局名・転写年月日・転写人及び捺印・関係地番の所有者住所氏名を記入】
- ④ 申請地においては「全部事項証明書」、関係地番においては「現在事項証明書」の写しを添付
- ⑤ その他、境界確認に必要な資料

### 3 現地立会い

現地での境界確認の際は、次の関係者の人にお集まりいただきます。立会の日程等については、申請人または申請代理人が連絡・調整してください。

現地立会いの結果、境界についてご承諾いただいたら、同意書に署名捺印を申請者又は委任者の方がもらい、市役所へ提出してください。関係者全員の署名捺印が揃うと境界確定となります。

- ① 申請者(申請代理人)及び隣接土地所有者(代理立会人は、生計を共にする親族または委任状により委任された人とする。)
- ② 道路幅員が4.0m以上確保できない道路の場合、道路反対側の土地所有者。  
【国土調査未実施の場所は、必ず反対側の土地所有者も立会いを行います。】
- ③ その他、境界の確認に必要な関係者。

### 4 官民境界確定図

境界が確定した際には、官民境界確定図を2部提出してください。

### 5 注意事項

次に該当する場合は、申請取り下げをお願いします。

- ① 境界確認申請の受付後、3ヶ月を経過しても申請者側の理由で現地立会いが出来ない場合。

② 現地立会い終了後、2ヶ月以内に同意書及び官民境界確定図の提出がない場合。

※上記申請取り下げについて、遅延理由が正当であると判断した場合には、この限りではない。